

2019年度

埼玉県への政策制度要請

7分野 20項目

I. 総合経済・産業政策

1. 様々な実施主体による公共サービスも含め、地方自治体の責任において、必要とする県民に過不足なく質の高い公共サービスが提供されるよう、公共サービス基本条例を制定し、公共サービスの基盤整備と質の向上をはかること。

<要請の根拠>

医療・介護、福祉、子育て、教育、地域交通などの公共サービスが劣化し、格差拡大や貧困などが深刻な社会問題となっている。その解決は、政府および各地方自治体の重要な課題であり、それに応えるため、2009年5月に公共サービス基本法が制定された。

公共サービスは、住民ニーズに応じたサービスの提供が必要であり、都市部に必要なサービス、農村部に必要なサービスなど、地域ごとに異なるニーズ、意識をどう合意形成していくかが大切である。今後、少子高齢社会・人口減少社会が進むにしたがって、公共サービスの重要性はさらに高まっていく。

公共サービスの基盤整備・質の向上をはかるためには、公共サービス基本法にもとづく公共サービス基本条例の制定が必要である。

2. 公契約の下で働く者の適正な労働条件の確保および質の高い公共サービスの提供など、公契約の適正化をはかるため公契約条例を制定すること。

<要請の根拠>

民間事業者と契約を締結しておこなう公共工事や庁舎の維持管理業務においては、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要である。

また、契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であり、加えて、成果の品質の低下や下請業者などへのしわ寄せが生じるようなことはあってはならない。

しかし、公共工事設計労務単価が引き上げられているにもかかわらず、中小・小規模事業者や現場で働く建設職人の単価や賃金が上がっていない実態にある。

3. 労働者が自発的に協同して出資し労働することにより、尊厳・人間らしさ（ディーセントワーク）、くらしと仕事（ワークライフバランス）を大切にしながら、持続可能で活力ある地域社会の実現に資する「協同労働」という働き方に対し、以下の施策を講ずること。

- (1) 「広島市協同労働プラットフォーム事業」のように、協同労働による事業体を立ち上げて地域の課題解決のための事業をおこなうにあたっての設立支援（資金の助成、設立準備、事業継続等）をおこなうこと。
- (2) 「地域共生社会」の実現のため、地域課題を「我が事」として考え仕事をおこし、排除がない地域づくり・職場づくりを大切にする「協同労働」団体を各種支援事業の運営主体や行政が抱える課題解決に向けてのパートナーとして位置づけること。

<要請の根拠>

非正規雇用やブラック企業等、望まない雇用環境の下で働かざるをえない人たちがいる一方で、労働者一人ひとりが共益権（総会での議決権）を行使して主体性を発揮して働くことができる「協同労働」という働き方は、既に約40年の活動実績があり、全国各地で地域のコミュニティや産業、福祉等と直結した事業を展開してきている。

「地方創生」、「地域共生社会」、「働き方改革」、「持続可能な地域づくり」といった地域づくりの政策が重要視されている中、65歳以上人口の増加率全国2位、75歳以上人口の増加率全国1位という埼玉県における「生涯現役社会」を目指す施策や各対象者別の就労・職業訓練支援等の受け皿として、住民主体の「協同労働」団体の設立を推進、支援していく必要がある。

II. 雇用労働政策

1. 職場におけるあらゆるハラスメントの一元的な相談対応や関連法令を周知するためのセミナー開催など、ハラスメントのない職場環境の整備につながる取り組みを推進すること。

<要請の根拠>

本年5月29日に成立した女性活躍・ハラスメント規制法や6月21日にILO総会で採択された「仕事の世界における暴力とハラスメント」に関する条約の内容を踏まえ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントを根絶するための取り組みを推進していく必要がある。

III. 福祉・社会保障政策

1. 障がい者の親が高齢等で養育できなくなった時でも、その障がい者が安心して生活できるようグループホーム等の整備をおこなうこと。

<要請の根拠>

障がい者が働く施設でつくる団体の調査では、障がい者の年収は200万円以下が99%であり、100万円以下も半数以上にのぼるとの報告がある。また大人になっても親と同居して生活を支えてもらっているケースが6割近くにのぼっている。こうした状況で、高齢の親が障がいのある子どもの介護をし続ける「老障介護」が広がっている。

そして老障介護をしている家庭では、介護している側が高齢のため健康面の問題を抱えており自分が他界したあと、残された子ども(障がい者)の生活を心配している。

しかし、障がい者が入所できる施設は不足しており、埼玉県でも1,663人の待機者がいるとの報告もある。障がい者が自立した生活をおくれるような環境整備を早急にすすめる必要がある。

2. 介護労働者がサービス利用者やその家族から過度なハラスメント・暴言・暴力等を受けた場合の対処方法について自治体のルールを定めること。またトラブルに巻き込まれた場合、相談できる第三者機関を県(各市町村)に設置すること。

＜要請の根拠＞

介護サービスに対する社会的ニーズが増大しているが、依然として高い離職率が介護労働者にある。介護労働者と利用者、またその家族との関係や、事業所の介護の仕方と利用者の家族の要望がかみ合わず、その板ばさみ状態になる等が就業継続困難を招いている理由の一つと考えられる。

民間団体のアンケートでも介護職員の28.8%が「利用者やその家族からセクハラを受けたことがある」と回答し、被害を受けた職員の78.6%は上司や同僚に相談したが、このうち47.3%は「相談後も状況は変わらなかった」と報告されている。また相談しなかった職員のうち44.1%が「介護職は我慢するのが当然という風潮がある」「事業所が利用者への体裁しか考えていない」などと回答している。

介護人材不足が深刻化する中で、介護労働者の尊厳が守られるためにも、尊厳を無視した行為がおこなわれた場合の対策を講じる必要がある。また、トラブルになったときに相談できる窓口を設置する必要がある。

3. 「身元保証等高齢者サポートサービス」に関して、当サービスの利用者からの苦情内容および事業者の実態把握をし悪質業者を排除することにより、安心してサポートサービスが受けられるようにすること。

＜要請の根拠＞

少子高齢化が進展し、単身世帯や頼れる親族がいない人が増加している中で、主にこうした人を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス(身元保証等高齢者サポートサービス)がある。国においても、こうしたサービスへの需要は今後一層高まっていくとの見方もあるが、利用者からの苦情についてはほとんど把握されていない。また、高齢者やその家族等が身元保証等高齢者サービスを利用する場合、どのような点に着目してサービス内容や事業者を選択すれば良いのか分からない等の不安を抱えている。

安心して高齢者等が身元保証等高齢者サポートサービスを利用できるようにするために、埼玉県および市町村として利用者からの苦情内容を把握し、その上で、事業者に対しヒアリングをおこなうなど実態を把握し対策することで、当該事業による消費者被害の発生を防止していく必要がある。

IV. 消費者政策

1. 消費者庁「第4期消費者基本計画のあり方に関する検討会」最終報告を踏まえ、一部の消費者による悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントの防止に向けて、倫理的な消費者行動を促す啓発活動や消費者教育を実施すること。

＜要請の根拠＞

顧客・取引先からの苦情については適切に対処される必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座りなど、明らかに一般常識を超えた、いわゆる悪質クレーム（迷惑行為）が深刻な問題になっている。このような悪質なクレームは働くものに大きなストレスを与え、販売機会等のロスや、サービスの質の低下、その対応のためのコストにより生産性の低下を招く。

こうした著しい迷惑行為については、事業主による労働者の安全配慮のための取り組みが重要となるが、一方で、その防止のためには消費者に対する倫理的な消費行動をもとめる教育の実施が必要である。

V. 交通政策

1. 高齢ドライバーが加害者となる交通事故を防止するために以下の取り組みをおこなうこと。

(1) 事故防止に有効な手段となる先進安全自動車（ASV）の購入や後付け急発進防止装置の取り付けに対する補助金制度の導入など、高齢ドライバーの安全確保に対する取り組みへの支援を拡充すること。

(2) コミュニティバス路線の整備などにあたっては、運転免許証自主返納等により、移動手段を持たない高齢者が利用する病院や商業施設等の生活圏に配慮し、隣接する行政区との連携も推進すること。

<要請の根拠>

高齢ドライバーが加害者となる痛ましい交通事故が相次いで発生しており、事故防止・安全性向上が喫緊の課題となっている。

運転せざるを得ない高齢ドライバーが事故を起こさないようにするためには、自動車に急加速やペダル踏み間違いによる急発進を防止するシステム・装置を導入することが有効である。これらのシステム・装置の導入による高齢者の金銭負担を軽減するために、補助金制度の導入等が必要である。

また、免許証を自主的に返納した人の生活の利便性を確保するためには買い物、地域コミュニティでの活動、通院等に関係する生活圏をつなぐ交通システムを、行政区をまたいで整備していく必要があり、未対応の地域を減らしていきたい。

VI. 教育・子育て政策

1. 4年連続（2015～2018年）埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」で学校現場における教職員の負担軽減について言及された。そこで、以下の施策を講ずること。

(1) 教職員がワークライフバランスのとれた働き方ができ、それぞれが持っている能力を発揮し、いきいきと児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ること。

(2) 埼玉県教育委員会が策定した「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則った部活動となるよう、特に休養日の設定や活動時間について遵守させること。

＜要請の根拠＞

埼玉県人事委員会による「人事管理に関する報告」によると2015年には「教育職員の勤務状況の把握」、2016年には「教職員の勤務の負担軽減に向けた対策」、2017年度には「負担軽減に向けた取り組みがすべての学校現場で行き渡り、定着するよう徹底」、2018年度には「全国的な動きと連動して、学校現場における働き方改革を加速すべき」との記載がある。また、昨年の県回答で「学校における働き方改革推進委員会」を設置し、県としての働き方改革に関する基本方針を策定中、との回答であったが、この基本方針を早期に実行し、教職員の負担軽減対策を進め、児童・生徒と触れ合うことのできる労働環境を作ることは喫緊の課題である。

経済協力開発機構（OECD）が今年6月に発表した調査結果でも、日本の中学教員は部活動などの「課外活動の指導」や「一般的な事務業務」などが他の国より多く全体的な仕事時間を増やしている、との報告もあった。部活動については、以前より教職員の負担感が高いとの指摘があったが、休養日の設定や活動時間の制限についての順守は生徒の健康を守ると同時に、教職員の負担軽減につながるとも考えられる。

2. 児童虐待防止対策および保護が必要な児童の対応として、以下の施策を講ずること。

- (1) 増加する虐待通告受付件数への対応や複雑・困難化する児童相談に対応するため、児童相談所の児童福祉司および児童心理司を増員し体制強化すること。**
- (2) 一時保護所について、一時保護が必要な児童の増加に対応し得る拡充・整備および職員を増員すること。また、第三者委員会制度を導入するなど外部評価を実施し、一時保護中の子どもの人権・権利が守られていることを確認すること。**
- (3) 「社会的養育推進計画の策定」に当たっては、虐待から保護された子どもなどを含む社会的養育が必要な子どもの最善の利益が実現され、かつ、子どもの人権・権利が十分守られるようにすること。**

＜要請の根拠＞

- ・国が昨年7月に「虐待通告から原則48時間以内に子どもの安全確認する」としたルールを徹底するよう通知を出した。しかしながら、民間企業の調査によると、昨年7月以降児童相談所を設置する69の自治体の内少なくとも約8割の59自治体で、安全確認が48時間を超過したケースがあったことが分かった。県内でも昨年7月以降に、すでに安全確認は済んでいるが、確認が48時間を超過したケースがあったとの報道もあり、虐待の早期発見、早期対応のために児童相談所の人員体制強化が必要である。
- ・東京都は昨年度から、一時保護所についての第三者委員会制度を導入した。この外部評価によると、子どもを管理するルールが「過剰な規制で人権侵害に当たる」、「一時保護所の職員の不足、入所定員の超過が運営に悪影響している」と指摘していた、との新聞報道があった。埼玉県の一時保護所についてもこのような問題がないことを確認する必要がある。
- ・昨年の「里親制度の推進や児童養護施設等の整備」についての埼玉県の回答で、「社会的養育が必要な児童の最善の利益が実現にむけ、県の実情をふまえた社会的養育推

進計画の策定に取り組んでいく」とある。したがって法の趣旨に沿って策定することはもちろんだが、前項の「子どもの人権・権利が十分守られるよう」に策定されたい。

3. 子育て応援推進について、以下の施策を講ずること。

- (1) 待機児童解消に向け、引き続き県および市町村が連携し、保育所や認定こども園等の整備・拡充、企業内保育所の設置、幼稚園の延長保育などを進めること。
- (2) 保育所・幼稚園等の子どもの安全確保、健全な育成など、より良い保育の質・環境を確保するとともに、そこで働く保育士・幼稚園教諭が持っている能力を発揮し、いきいきと児童と触れ合うことのできる労働環境改善・処遇改善をすること。

<要請の根拠>

2019年4月1日現在の県内の保育所待機児童数は、対前年比344名減の1208人。また、待機児童にカウントされていない、いわゆる「隠れ待機児童」は、ここ数年の傾向では待機児童の数倍いる現状から、待機児童および隠れ待機児童の人数はまだまだ多いと言わざるをえない。そこで引き続き、利用者の多様化するニーズに対し多様な選択肢によりすべての子どもが希望する保育所や認定こども園に入所できるよう取り組む必要がある。

また待機児童解消の取り組みと共に従来より要請している、より良い保育の質・環境を確保、およびその実現のためにはそこで働く保育士・幼稚園教諭の労働環境改善として法律遵守はもちろんのこと、正規・常勤での雇用、適正な配置、研修機会や給与水準の確保が必要である。

Ⅶ. 人権・男女平等政策

1. 性的指向や性自認に関する差別を防止するため、以下の施策を講ずること。

- (1) 当事者の困りごとに関する相談を受け止め、さまざまなハラスメントと同様に一元的な相談対応をできる環境などを整備していくこと。
- (2) 性的指向や性自認（性同一性障害を含む）に関する正しい理解を進めるため、企業や一般向けの啓発活動を強化・推進すること。

<要請の根拠>

社会全体で、性的指向や性自認（性同一性障害含む）に関する深刻な実態への認識が深まり、差別の解消が大きな課題となっている。性的指向や性自認によって、地域や職場でハラスメントを受けることや“パートナーに対する医療行為に「同意」できない”“パートナーの介護のための介護休業を取得できない”などの差別的取り扱いを受けることがないよう、当事者の困りごとを解決していくための相談体制の整備が必要である。

また、各種インフラや制度の整備を進めていく際に、各種制度が趣旨にそって正しく運用されるためには、県内全体の理解促進が非常に重要である。

以上